



沼津市長の資産等補充報告書等の閲覧開始及び 「沼津市長の資産等の概要」の送付

要 旨

「政治倫理の確立のための沼津市長の資産等の公開に関する条例」の規定に基づき、沼津市長の資産等補充報告書等が作成されました。

報告書は、下記のとおり閲覧することができます。

概 要

- 1 閲覧開始日 令和8年6月1日(月)
- 2 閲覧場所 沼津市役所 総務部 総務課(市役所3階)
政策推進部 生活安心課 市民相談センター(市役所2階)
- 3 閲覧時間 執務時間中
(土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年1月3日までの期間を除く、
8時30分から17時15分まで)
- 4 閲覧できる人 どなたでも閲覧できます。
- 5 目 的 市長の資産等を公開する措置を講ずることにより、政治倫理の確立を期し、
もって民主政治の健全な発展に資することを目的とする。
- 6 そ の 他 各報道機関には、閲覧開始日(令和8年6月1日)に「市長の資産等の概要
(沼津市長の資産等補充報告書等の内容をまとめたもの)」を提供する予定
です。

お問い合わせ先

沼津市役所 総務部 総務課 直通:055-934-4712

沼津市役所 総務部 総務課秘書室 直通:055-934-4710



Proud NUMAZU